

国土交通省組織令の一部を改正する政令案参照条文

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）	1
○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）	1
○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）	7
○ 地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）（抄）	13
○ 土地基本法（平成元年法律第八十四号）（抄）	13
○ 筑波研究学園都市建設法（昭和四十五年法律第七十三号）（抄）	13
○ 関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）（抄）	15
○ 大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）（抄）	17
○ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）（抄）	18
○ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二十九号）（抄）	18
○ 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）（抄）	18

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

2・3 （略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6～8 （略）

（官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等）

第二十条 各省には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

2～4 （略）

○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（所掌事務）

第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 三 社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進（公共事業の入札及び契約の改善を含む。）に関すること。
- 四 総合的な交通体系の整備に関すること。
- 五 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること。
- 六 土地の使用及び収用に関すること。
- 七 公共用地取得制度に関すること。
- 八 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。
- 九 国が行う土地の測量、地図の調製及びこれらに関連する業務に関すること。

- 十 測量業の発達、改善及び調整その他土地の測量及び地図の調製に関すること。
- 十一 建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整並びに建設工事の請負契約の適正化に関すること。
- 十二 公共工事の前払金保証事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十三 不動産業の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関すること。
- 十四 宅地の供給、造成、改良及び管理に関すること。
- 十五 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。第九十九号において同じ。）及び海上災害の防止に関すること。
- 十六 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、測量その他の国土の管理、航空保安業務の高度化その他の交通の発達及び改善並びに氣象業務に係るものに関すること。
- 十七 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する所掌に係る事務に関すること。
- 十八 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十九 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十一 観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関すること。
- 二十二 旅行業、旅行者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十二の二 通訳案内士、地域限定通訳案内士、国際戦略総合特別区域通訳案内士、地域活性化総合特別区域通訳案内士及び福島特例通訳案内士に関すること。
- 二十三 ホテル及び旅館の登録に関すること。
- 二十四 首都圏その他の各大都市圏、東北地方その他の各地方及び北海道のそれぞれの整備及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二十五 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 二十六 北海道総合開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び北海道総合開発計画に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。
- 二十七 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業に係る政令で定める事業（北海道総合開発計画に基づくものを除く。）に関する関係行政機関の経費の見積りの方針及び配分計画の調整に関すること。
- 二十八 株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第十五条第一項の規定により同項の規定による解散前の日本政策投資銀行から承継する資産（北海道又は東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。）における政令で定めるものに限る。）の管理に関すること。
- 二十九 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三十 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の規定による土地利用基本計画、土地取引の規制その他土地利用の調整に関すること。

- 三十一 農住組合の設立及び業務に関すること。
- 三十二 地価の公示に関すること。
- 三十三 不動産の鑑定評価に関すること。
- 三十四 国土調査に関すること。
- 三十五 水資源開発基本計画その他の水の需給に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三十六 水源地域対策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三十七 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三十八 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること。
- 三十九 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 四十 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。）の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 四十一 北方領土隣接地域（北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第二条第二項に規定する北方領土隣接地域をいう。）の振興及び住民の生活の安定に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 四十二 アイヌの伝統及びアイヌ文化に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- 四十三 災害が発生した地域及び災害危険区域からの住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関すること。
- 四十四 都市計画及び都市計画事業に関すること。
- 四十五 土地区画整理事業、市街地再開発事業、民間都市開発事業その他市街地の整備改善に関すること。
- 四十六 駐車場及び自動車車庫に関すること。
- 四十七 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の規定による資金の貸付けに関すること。
- 四十八 都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理（皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあっては、これらの整備に限る。）に関すること。
- 四十九 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関すること。
- 五十 市民農園の整備の促進に関すること。
- 五十一 屋外広告物に関すること。
- 五十二 古都（明日香村を含む。）における歴史的風土の保存に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 五十三 下水道に関すること。
- 五十四 河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理に関すること。
- 五十五 水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関すること。

- 五十六 流域における治水及び水利に関する施策の企画及び立案並びに推進に關すること。
- 五十七 公有水面の埋立て及び干拓に關すること。
- 五十八 運河に關すること。
- 五十九 砂防に關すること。
- 六十 地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に關すること。
- 六十一 海岸の整備、利用、保全その他の管理に關すること。
- 六十二 水防に關すること。
- 六十三 公共土木施設の災害復旧事業に關する關係行政機關の事務の連絡調整に關すること。
- 六十四 道路の整備、利用、保全その他の管理（これに關連する環境対策及び交通安全対策を含む。）に關すること。
- 六十五 有料道路に關する事業に關すること。
- 六十六 住宅（その附帯施設を含む。）の供給、建設、改良及び管理並びにその居住環境の整備に關すること。
- 六十七 独立行政法人住宅金融支援機構の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に關すること。
- 六十八 被災地における土地及び建物の権利の保全に關すること。
- 六十九 建築物（浄化槽を含む。）に關する基準に關すること。
- 七十 建築士に關すること。
- 七十一 建築物の質の向上その他建築の發達及び改善に關すること。
- 七十二 鐵道及び索道の整備並びにこれらの整備及び運行に關連する環境対策に關すること。
- 七十三 鐵道、軌道及び索道による運送並びにこれらの事業の發達、改善及び調整に關すること。
- 七十四 鐵道、軌道及び索道の安全の確保に關すること。
- 七十五 鐵道、軌道及び索道に關する事故並びにこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い發生した被害の原因を究明するための調査に關すること。
- 七十六 鐵道、軌道及び索道の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器の製造に關する事業の發達、改善及び調整に關すること。
- 七十七 道路運送及び道路運送事業の發達、改善及び調整に關すること。
- 七十八 自動車ターミナルに關すること。
- 七十九 自動車の登録及び自動車抵当に關すること。
- 八十 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両の使用に關すること。
- 八十一 自動車の整備事業の發達、改善及び調整に關すること。
- 八十二 輕車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に關する事業の發達、改善及び調整に關

すること。

- 八十三 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 八十四 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。
- 八十五 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること。
- 八十六 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 八十七 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 八十八 タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。
- 八十九 海事思想の普及及び宣伝に関すること。
- 九十 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。
- 九十一 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。
- 九十二 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 九十三 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 九十四 削除
- 九十五 モーターボート競走に関すること。
- 九十六 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること。
- 九十七 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。
- 九十八 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること。
- 九十九 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。
- 百 船舶事故及び船舶事故の兆候の原因並びに船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。
- 百一 港湾の整備、利用、保全及び管理に関すること。
- 百二 航路の整備、保全及び管理に関すること。
- 百三 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。
- 百四 航空運送及び航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関するものを除く。）の発達、改善及び調整に関すること。
- 百五 航空機の登録及び航空機抵当に関すること。
- 百六 航空機の安全の確保及び航空機の航行に起因する障害の防止並びに航空機の航行の安全の確保に関すること。
- 百七 航空機及びその装備品の修理及び改造（航空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自家修理及びこれに準ずるものに限る。）並びに流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 百八 航空従事者の教育及び養成並びに航空従事者に関する証明に関すること。
- 百九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）及び航空保安施設の設置及び管

理並びに空港等の設置及び管理に関連する環境対策に関すること。

百十 航空路、航空交通管制、飛行計画及び航空機の運航に関する情報の提供に関すること。

百十一 航空事故及び航空事故の兆候の原因並びに航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。

百十二 官公庁施設の整備（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八十一号）第十条第一項各号に掲げるものに限る。）並びに官公庁施設に関する基準の設定、指導及び監督に関すること。

百十三 地方公共団体その他政令で定める公共的団体からの委託に基づき、建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

百十四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。

百十五 所掌事務に関する情報化に関すること。

百十六 所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること。

百十七 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）第二十二条第一項に規定する交通安全基本計画をいう。）に係る事項の実施に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

百十八 海難審判法（昭和二十二年法律第三十五号）第九条に規定する事務

百十九 気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に関すること。

百二十 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報並びに気象通信に関すること。

百二十一 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに関連する輻（ふく）射に関する観測並びに気象、地象及び水象に関する情報に関すること。

百二十二 気象測器その他の測器に関すること。

百二十三 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第五条に規定する事務

百二十四 建設技術、運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに建設技術、運輸技術及び気象業務に関連する技術に関する指導及び普及に関すること。

百二十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

百二十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する養成及び研修を行うこと。

百二十七 独立行政法人建築研究所が行う地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

百二十八 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき国土交通省に属させられた事務

○国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（抄）

（国土政策局の所掌事務）

第五条 国土政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
- 二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策に関する関係行政機関の事務の調整にすること（政策統括官の所掌に属するものを除く）。
- 三 首都圏その他の各大都市圏及び東北地方その他の各地方のそれぞれの整備及び開発に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進にすること（都市局の所掌に属するものを除く）。
- 四 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業（首都圏その他の各大都市圏及び北海道の区域内において行われるものを除く。）に関する関係行政機関の事務の調整にすること。
- 五 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業に係る別に政令で定める事業（北海道総合開発計画に基づくものを除く。）に関する関係行政機関の経費の見積りの方針及び配分計画の調整にすること。
- 六 株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第十五条第一項の規定により同項の規定による解散前の日本政策投資銀行から承継する資産のうち株式会社日本政策投資銀行法施行令（平成二十年政令第二百号）附則第五条に規定する資産に該当するものの管理にすること（北海道局の所掌に属するものを除く。）。
- 七 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項に規定する土地利用基本計画にすること。
- 八 国土調査にすること（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）。
- 九 国会等の移転（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第九十九号）第一条に規定する国会等の移転をいう。以下同じ。）に係る総合的な政策の企画及び立案にすること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 十 国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全を図る観点からの、地方の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
- 十一 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。以下同じ。）の雪害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。
- 十二 小笠原総合事務所の機構及び定員並びに運営に要する経費に関する関係行政機関との連絡調整にすること。
- 十三 小笠原総合事務所の事務の運営の指導及び改善にすること。

（土地・建設産業局の所掌事務）

第六条 土地・建設産業局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進にすること。



- 二 国土利用計画法の規定による土地取引の規制その他土地利用の調整に関すること。
- 三 公共用地取得制度に関すること。
- 四 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。
- 五 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関すること。
- 六 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。
- 七 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関すること。
- 八 宅地の供給及び管理に関すること（都市局及び住宅局の所掌に属するものを除く。）。
- 九 農住組合の設立及び業務に関すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。
- 十 地価の公示に関すること。
- 十一 不動産の鑑定評価に関すること。
- 十二 地籍調査その他の地籍整備に関すること。
- 十三 不動産の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関すること。
- 十四 建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整並びに建設工事の請負契約の適正化に関すること（総合政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 十五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第三条第一項に規定する基本方針に係る事務の取りまとめに関すること。
- 十六 測量業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十七 公共工事の前払金保証事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十八 直轄事業における労働力及び資材の調達の円滑化に関する調整及び指導に関すること。
- 十九 直轄事業の積算基準（労働力の調達に係る積算基準に限る。）に関すること。

（政策統括官の職務）

- 第十七条 政策統括官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。
- 一 国土交通省の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関する事務の総括に関すること。
  - 二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策であって交通施設の整備に係るものに関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
  - 三 国会等の移転に係る総合的な政策の企画及び立案に関する調整に関すること。
  - 四 大深度地下使用協議会における大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行令（平成十二年政令第五百号）第四条第二号及び第三号に掲げる行政機関並びに係る都道府県との協議に関すること。
  - 五 国土交通省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

(総合計画課の所掌事務)

第六十四条 総合計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土利用計画及び国土形成計画の企画及び立案並びに推進に關すること（広域地方政策課及び計画官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 国土の利用、開発及び保全に關する基本的な政策（交通施設の整備に係るもの及び地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報（以下単に「地理空間情報」という。）の活用に係るものを除く。）に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。
- 三 国土利用計画法第九条第一項に規定する土地利用基本計画に關すること。
- 四 国会等の移転に係る総合的な政策の企画及び立案に關すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 五 多極分散型国土形成促進法の規定による国の行政機關等の東京都区部からの移転等に關すること。

(国土情報課の所掌事務)

第六十六条 国土情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土の利用、開発及び保全に關する総合的かつ基本的な政策（地理空間情報の活用の推進に係るものに限る。）の企画及び立案並びに推進に關すること。
- 二 国土の利用、開発及び保全に關する基本的な政策（地理空間情報の活用の推進に係るものに限る。）に關する關係行政機關の事務の調整に關すること。
- 三 国土の利用、開発及び保全に關する総合的かつ基本的な政策の基礎となる事項の調査及び研究に關すること。
- 四 国土調査に關すること（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）。

(総務課の所掌事務)

第七十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 土地・建設産業局の所掌事務に關する総合調整に關すること。
- 二 国土審議会土地政策分科会の庶務に關すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、土地・建設産業局の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。

(企画課の所掌事務)

第七十三条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 土地・建設産業局の所掌事務に關する総合的な政策の企画及び立案に關すること（国際課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 地価対策その他土地に關する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること（地価調査課及び不動産市場整備課の所掌に属するものを除く。）。

- 三 宅地の供給及び管理に関すること（都市局及び住宅局の所掌に属するものを除く。）。
- 四 農住組合の設立及び業務に関すること（都市局の所掌に属するものを除く。）。
- 五 不動産の鑑定評価に関すること。

（地価調査課の所掌事務）

第七十五条 地価調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地価の調査に関すること。
- 二 国土利用計画法の規定による土地取引の規制及び遊休土地の買取りに関する事務のうち、取引の対価の額及び買取り価格に係るものに関すること。
- 三 公共用地取得制度に関すること。
- 四 直轄事業に必要な公共用地の取得の促進のための方策に関する企画及び立案、調整並びに指導に関すること。
- 五 直轄事業に係る公共物とするために取得した財産の管理に関する事務の総括に関すること。
- 六 公有地の拡大の推進に関する法律の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。
- 七 都市開発資金の貸付けに関する法律の規定による土地開発公社に対する資金の貸付けに関すること。
- 八 地価の公示に関すること。

（不動産市場整備課の所掌事務）

第七十八条 不動産市場整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 不動産市場の整備に関すること。
- 二 土地に関する情報の収集、分析及び提供に関すること（地価調査課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 国土利用計画法の規定による土地取引の規制その他土地利用の調整に関すること（地価調査課の所掌に属するものを除く。）。

（総務課の所掌事務）

第八十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会の庶務に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、都市局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（都市政策課の所掌事務）

第八十三条 都市政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること（都市安全課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 都市局の所掌事務に関する都市の再生に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（国土政策局及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 四 首都圏整備法、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法の施行に関すること。
- 五 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域、近畿圏の近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域並びに中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関すること（市街地整備課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 多極分散型国土形成促進法に規定する業務核都市基本方針及び業務核都市基本構想に関すること。
- 七 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の整備及び開発のための大規模事業（首都圏その他の各大都市圏内において行われるものに限る。）に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 八 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における近郊緑地の保全に関すること（公園緑地・景観課の所掌に属するものを除く。）。
- 九 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の施行に関すること（政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

（まちづくり推進課の所掌事務）

第八十六条 まちづくり推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都市局の所掌事務に関するまちづくりの推進に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 官民の連携によるまちづくりの推進を図る活動の指導及び助成に関すること。
- 三 民間都市開発事業に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 四 民間都市再生事業に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 五 民間拠点施設整備事業（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第七条第一項に規定する拠点施設整備事業で民間事業者が施行するものをいう。）に関すること（港湾局の所掌に属するものを除く。）。
- 六 中心市街地の活性化に関する法律の施行に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。
- 七 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）に規定する都市再生歩行者経路協定、退避経路協定、管理協定、都市再生整備歩行者経路協定及び都市利便増進協定に関すること並びに同法に規定する退避施設協定に関すること（住宅局の所掌に属するものを除く。）。
- 八 独立行政法人都市再生機構の行う業務に関する事務であって都市局の所掌に属するものの総括に関すること。
- 九 独立行政法人都市再生機構の行う業務のうち、建築物の敷地の整備（賃貸住宅の建設と併せて行うもの以外のもので重要な公共施設の整備を伴うものに限る。）並びに整備した敷地の管理及び譲渡に係るものに関すること。
- 十 都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第六項、第七項及び第九項の規定による資金の貸付けに関すること（同条第七項の規定による資金の貸付けにあつては、独立行政法人都市再生機構の行う前号に規定する業務に係るものに限る。）。

(住宅生産課の所掌事務)

第一百九条 住宅生産課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 工場生産住宅その他これに類するものの建設及び供給に関する指導及び助成に関すること。
- 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）の施行に関すること（同法第六章に規定する事務にあつては、施工技術並びに住宅紛争処理支援センターが行う費用の助成及び負担金の徴収に係るものに限る。）。
- 三 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）の施行に関すること（土地・建設産業局の所掌に属するものを除く。）。
- 四 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。第十七条を除く。）の規定による長期優良住宅の普及の促進に関すること。
- 五 住宅建設その他建築に関する新工法及び施工技術の指導及び助成に関すること。
- 六 建築物その他の構築物に共通する設計、施行方法及び安全条件に係る工業標準に関すること。
- 七 建築用資材の需給及び価格の調査に関すること。
- 八 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定による建築物に関するエネルギーの使用の合理化に関すること（住宅以外の建築物に係る措置に係るものを除く。）。
- 九 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による低炭素建築物の普及の促進に関すること（住宅以外の建築物に係る措置に係るものを除く。）。

(建築指導課の所掌事務)

第二百十条 建築指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 建築物（浄化槽を含む。）に関する基準に関すること（市街地建築課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 建築士に関すること。
- 三 建築物の質の向上その他建築の発達及び改善に関すること（住宅生産課及び市街地建築課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 社会資本整備審議会建築分科会の庶務に関すること。

(政策評価官)

第一百九十条 本省に、政策評価官一人を置く。

2 政策評価官は、政策統括官のつかさどる職務（第十七条第五号に掲げるものに限る。）を助ける。

○地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「地理空間情報」とは、第一号の情報又は同号及び第二号の情報からなる情報をいう。

一 空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（当該情報に係る時点に関する情報を含む。以下「位置情報」という。）

二 前号の情報に関連付けられた情報

2と4（略）

○土地基本法（平成元年法律第八十四号）（抄）

（年次報告等）

第十条 政府は、毎年、国会に、地価、土地利用、土地取引その他の土地に関する動向及び政府が土地に関して講じた基本的な施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る土地に関する動向を考慮して講じようとする基本的な施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする基本的な施策を明らかにした文書を作成するには、国土審議会の意見を聴かななければならない。

○筑波研究学園都市建設法（昭和四十五年法律第七十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律で「筑波研究学園都市」とは、つくば市の区域を地域とし、当該地域内に、首都圏の既成市街地にある試験研究機関及び大学並びに前条の目的に照らし設置することが適当であると認められる機関の施設を移転し、又は新設し、かつ、研究学園都市にふさわしい公共施設、公益的施設及び一団地の住宅施設を一体的に整備するとともに、当該地域を均衡のとれた田園都市として整備することを目的として建設する都市をいう。

2 この法律で「首都圏の既成市街地」とは、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二条第三項に規定する区域をいう。

3 この法律で「研究学園地区」とは、筑波研究学園都市の地域のうち、移転し、又は新設する機関の施設を建設し、並びにこれらと一体として公共施設、公益的施設及び一団地の住宅施設を整備すべき区域であつて政令で定めるものをいい、「周辺開発地区」とは、筑波研究学園都市の地域のうち研究学園地区以外の区域をいう。

- 4 この法律で「研究学園地区建設計画」とは、研究学園地区内に移転し、又は新設する機関の施設の建設並びにこれらと一体として整備する必要がある研究学園地区における公共施設、公益的施設及び一団地の住宅施設の整備に関する計画をいう。
- 5 この法律で「周辺開発地区整備計画」とは、周辺開発地区における公共施設、公益的施設及び農業の近代化のための施設の整備に関する計画をいう。
- 6 この法律で「公共施設」とは、道路、河川、水道、下水道、公園その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。
- 7 この法律で「公益的施設」とは、学校、保育所、病院、診療所その他政令で定める施設で筑波研究学園都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。
- 8 この法律で「一団地の住宅施設」とは、一ヘクタール以上の一団地における五十戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。

(研究学園地区建設計画の決定)

- 第四条 研究学園地区建設計画は、国土交通大臣が、関係地方公共団体の意見を聴くとともに関係行政機関の長に協議して、決定するものとする。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。
- 2 国土交通大臣は、研究学園地区建設計画を決定する必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び独立行政法人都市再生機構その他の関係事業者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
- 3 国土交通大臣は、研究学園地区建設計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、国土交通省令の定めるところにより公表しなければならない。
- 4 前項の規定により公表された事項に関し利害関係を有する者は、公表の日から三十日以内に、国土交通省令の定めるところにより国土交通大臣に意見を申し出ることができる。
- 5 前項の規定による申出があつたときは、国土交通大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。

(研究学園地区建設計画の変更)

- 第五条 国土交通大臣は、その決定した研究学園地区建設計画が情勢の推移により適当でなくなつたとき、その他これを変更することが適当であると認めるときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに関係行政機関の長に協議して、これを変更することができる。この場合において、国土交通大臣は、関係地方公共団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。
- 2 前条第二項から第五項までの規定は、研究学園地区建設計画の変更について準用する。

(首都圏整備計画との調整)

第六条 国土交通大臣は、研究学園地区建設計画については、首都圏整備計画との調整について適切な考慮を払わなければならない。

(周辺開発地区整備計画の作成等)

- 第八条 茨城県知事は、つくば市長の意見を聴いて周辺開発地区整備計画を作成するよう努めるものとする。
- 2 茨城県知事は、周辺開発地区整備計画を作成したときは、これを公表するよう努めるとともに、国土交通大臣に通知しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の通知を受けたときは、これを関係行政機関の長に送付しなければならない。
- 4 前三項の規定は、周辺開発地区整備計画の変更について準用する。

(勧告等)

第十一条 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構その他の関係事業者に対し、研究学園地区建設計画又は周辺開発地区整備計画の実施に関し勧告し、及びその勧告によつてとられた措置その他研究学園地区建設計画又は周辺開発地区整備計画の実施に関する状況について報告を求めることができる。

(実施の状況)

第十二条 政府は、首都圏整備法第三十条の二の規定により国会に提出する報告書に、研究学園地区建設計画(周辺開発地区整備計画)が作成されているときは、研究学園地区建設計画及び周辺開発地区整備計画)の実施に関する状況をあわせて記載しなければならない。

○関西文化学術研究都市建設促進法(昭和六十二年法律第七十二号)(抄)

(定義)

第二条 この法律で「関西文化学術研究都市」とは、京田辺市、木津川市、京都府相楽郡精華町、枚方市、四條畷市、交野市、奈良市及び生駒市の区域のうち国土交通大臣が定める区域を地域とし、当該地域に文化学術研究施設、文化学術研究交流施設、公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設を一体的に整備することを目的として建設する都市をいう。

2 この法律で「文化学術研究地区」とは、関西文化学術研究都市の地域のうち、文化学術研究施設又は文化学術研究交流施設を整備し、及び公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設を整備すべき地区であつて、第五条第一項の建設計画においてその区域が定められるものをいう。

3 この法律で「周辺地区」とは、関西文化学術研究都市の区域以外の地域であつて、文化学術研究地区の整備に関連して、必要な施設を整備し、及び環境を保全すべき地区をいう。

4 この法律で「文化学術研究施設」とは、主として文化の発展、学術の振興又は研究開発を目的とする施設であつて、文化学術研究地区において整備されるものをいう。

5 この法律で「文化学術研究交流施設」とは、文化の発展、学術の振興並びに研究開発に係る交流及び共同研究を推進するための施設であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものをいう。



- 一 次条第一項の基本方針において、関西文化学術研究都市を通じ、一の文化学術研究地区において、かつ、一を限り、整備すべきものと定められるものであること。
- 二 当該施設の設定及び運営を行うことを目的とする株式会社であつて、次条第一項の基本方針に従い、国土交通大臣が、一を限り、指定するものにより整備されるものであること。
- 6 この法律で「公共施設」とは、道路、公園、緑地、水道、下水道、ごみ処理施設、河川及び砂防設備をいう。
- 7 この法律で「公益的施設」とは、学校、保育所、病院その他の施設で、関西文化学術研究都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。

(基本方針の決定及び変更)

- 第三条 国土交通大臣は、関係府県知事の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を決定しなければならない。この場合において、国土交通大臣は、関係府県知事から意見の申出を受けたときは、遅滞なくこれに回答するものとする。
- 2 国土交通大臣は、基本方針を決定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係府県知事に通知しなければならない。
- 3 前二項の規定は、基本方針を変更する場合について準用する。

(建設計画の作成等)

- 第五条 関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町長、独立行政法人都市再生機構及び財団法人関西文化学術研究都市推進機構（昭和六十一年六月十九日に財団法人関西文化学術研究都市推進機構という名称で設立された法人をいう。）の意見を聴いて、当該府県の区域内の関西文化学術研究都市の地域について、関西文化学術研究都市の建設に関する計画（以下「建設計画」という。）を作成するよう努めるものとする。
- 2 関係府県知事は、建設計画を作成しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 国土交通大臣は、建設計画に同意しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 関係府県知事は、建設計画の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項の規定は、建設計画を変更する場合について準用する。

(税制上の措置)

第十条 国は、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の定めるところにより、関西文化学術研究都市の建設に必要な措置を講ずるものとする。

○大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）（抄）

（地域の指定）

- 第四条 大阪湾臨海地域及び関連整備地域は、主務大臣が、府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議して指定するものとする。
- 2 府県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長に協議しなければならない。
- 3 第一項の申請及び協議は、国土交通大臣を通じて行うものとする。
- 4 主務大臣は、第一項の指定をしたときは、その旨及びその区域を公示しなければならない。
- 5 前各項の規定は、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の指定を変更する場合について準用する。

（基本方針の決定及び変更）

- 第五条 主務大臣は、大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を決定しなければならない。
- 2 主務大臣は、前項の決定をしようとするときは、国土交通大臣を通じて、関係府県知事の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。この場合において、主務大臣は、関係府県知事から意見の申出を受けたときは、国土交通大臣を通じて、遅滞なくこれに回答するものとする。
- 3 主務大臣は、基本方針を決定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係府県知事に通知しなければならない。
- 4 前三項の規定は、基本方針を変更する場合について準用する。

（整備計画の策定）

- 第七条 関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町村長、財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構（平成三年十二月二十五日に財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構という名称で設立された法人をいう。以下「機構」という。）その他必要と認める学識経験のある者の意見を聴いて、当該府県の区域内の大阪湾臨海地域又は関連整備地域について大阪湾臨海地域又は関連整備地域の整備等に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成し、国土交通大臣を通じて主務大臣に協議しその同意を求めることができる。
- 2 主務大臣は、整備計画に同意しようとするときは、国土交通大臣を通じて、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 関係府県知事は、整備計画の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 4 前三項の規定は、整備計画を変更する場合について準用する。
- 5 大阪湾臨海地域において第二条第三項に規定する要件に該当する一団の土地を所有する者は、当該土地が所在する府県の知事に対し、当該土地が開発地区の要件に適合する旨の申出を行うことができる。
- 6 前項の申出を受けた府県知事は、当該申出をした者に対し、申出に係る土地の全部又は一部を開発地区として定めるときは、その旨及び申出をした者が整備計画を実施する際に配慮すべき事項を通知するものとし、申出に係る土地を開発地区として定めなかったときは、その旨を通知するものとする。

(促進協議会)

第十条 同意整備計画の実施の促進に関し必要な協議を行うため、促進協議会を組織する。

2 前項の協議を行うための会議は、次に掲げる者をもって構成する。

一 主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事及び関係指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長（以下この条において「主務大臣等」という。）又はその指名する職員

二 主務大臣等が協議して指名する関係市町村長その他の者

3 前項に定めるもののほか、促進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、促進協議会が定める。

4 第一項の協議を行う場合において必要と認められるときは、機構、関係事業者その他学識経験のある者の意見を聴くものとする。

○首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）（抄）

(国会に対する報告等)

第三十条の二 政府は、毎年度、国会に対し首都圏整備計画の策定及び実施に関する状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

○近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二十九号）（抄）

(協力、勧告及び公表)

第十七条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、近畿圏整備計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。

2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は関係事業者に対し、近畿圏整備計画の実施に関し勧告し、及びその勧告によつてとられた措置その他近畿圏整備計画の実施に関する状況について報告を求めることができる。

3 国土交通大臣は、毎年度、前年度における近畿圏整備計画の実施に関する状況を公表しなければならない。

○中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）（抄）

(協力、勧告及び公表)

第十八条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、中部圏開発整備計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は関係事業者に対し、中部圏開発整備計画の実施に關し勸告し、及びその勸告によつてとられた措置その他中部圏開発整備計画の実施に關する状況について報告を求めることができる。
- 3 国土交通大臣は、毎年度、前年度における中部圏開発整備計画の実施に關する状況を公表しなければならない。